

地方自治法改正概要(請負の緩和)

地方自治法 (抜粋)

第92条の2

改正前	普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し 請負をする者 及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
改正後 (令和5年3月1日施行)	普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し 請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第10号において同じ。) をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から 政令で定める額を超えない者を除く。) 及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

※政令で定める額 (地方自治法施行令)

第121条の2

地方自治法第92条の2に規定する政令で定める額は、**300万円**とする。